

総務政策委員協議会記録

開会年月日	平成 23 年 12 月 19 日
開会時刻	午前 10 時 13 分
閉会時刻	午前 11 時 07 分
出席委員名	◎杉村 定男 ○野口 佳子 世古 明 福井 輝夫 長田 朗 中川 幸久 浜口 和久 佐之井久紀 長岡 敏彦 西山 則夫議長
欠席委員名	
署名者	
担当書記	津村将彦
審議議案	消防救急無線のデジタル化について 消防本部庁舎建替及び倉田山公園整備事業のその後の経過について
説明者	総務部長 総務部参事 総務部参事 総務課長 情報戦略局長 情報調査室長 行政経営課長 行政経営課副参事 広報広聴課長 都市整備部長 都市整備部次長 都市計画課長 建築住宅課長 消防長 消防次長 消防署長 消防課長 通信指令課長 予防課長

審議結果並びに経過

杉村委員長開会宣言後、直ちに会議に入り、「消防救急無線のデジタル化について」、及び「消防本部庁舎建設及び倉田山公園整備事業について」の2件が報告され、その概要は次のとおりでした。

開会 午前10時13分

◎杉村定男委員長

続きまして総務政策委員協議会を開会いたします。

本日の出席者は全員でありますので、会議は成立しております。

それでは、会議に入ります。本日、協議願います案件は「消防救急無線のデジタル化について」、「消防本部庁舎建替及び倉田山公園整備事業のその後の経過について」の2件であります。

最初に、「消防救急無線のデジタル化について」を議題といたします。それでは当局からの説明をお願いいたします。消防長。

●保田幸宏消防長

本日は、総務政策委員会に引き続きまして、総務政策委員協議会をお開きいただき、まことにありがとうございます。

御協議いただきます案件は、ただいま委員長仰せのとおり、「消防救急無線のデジタル化について」、他1件でございます。

詳細につきましては、担当から御説明申し上げますので、よろしく御協議のほど、お願い申し上げます。

◎杉村定男委員長

消防次長。

●大西邦生消防次長

それでは消防救急無線のデジタル化につきまして、御説明いたします。

消防救急無線につきましては、電波法令の改正によりまして、平成28年5月31日までにデジタル化しなければならなくなりました。

この事業を効果的に実施し、整備費の軽減を図ることを目指しまして、三重県の協力のもと、県下消防本部だけでなく市町の財政担当者を含めて検討を重ねてまいりました。

この度、その計画概要等が固まってまいりましたので、御報告させていただくものでございます。

資料1、1ページをご覧ください。

消防救急無線は、消防隊の連絡、そして伝達手段であり、消防業務には欠かすことは

できません。

消防救急無線には共通波と活動波に分かれます。

共通波は全国、そして県域で共通して使用する周波数で、伊勢市消防本部管内で大規模事故、それから災害等が発生した時、他県、他市の応援隊の消防部隊との交信に用います。

活動波は各消防本部独自の周波数で、他県、他市の消防部隊と交信することはできません。そして活動波は、119番通報から出場指令等を一元的に処理しております、通信指令システムと繋がり、出場指令、消防車両の動態管理にも使用しているところでございます。

8ページをお開きください。通信指令システムと消防救急無線の繋がりでございます。

活動波は、本部と消防隊、そして消防隊同士の通信に用いるだけでなく、通信指令システムからの署所、そして消防部隊への出場指令及び、先に申しました車両の動き等の動態管理に使用して、通信指令システムと切り離すことはできません。

1ページにお戻りください。デジタル化の背景でございます。2点目でございます。これは電波環境のひっ迫によります、電波の有効利用が背景でございます。

2ページをお開きください。デジタル化によるメリットでございます。個人情報保護、そして通信の高度化等がメリットになります。

次に、デジタル化の経緯でございます。

平成15年に、現在のアナログ周波数の使用期限を28年5月31日までとする電波法令が改正されました。28年5月31日までに消防救急無線をデジタル化しなければならなくなりました。

平成18年度にデジタル広域化整備計画を策定し、県全体の整備費が約100億円と試算されました。以後、電波伝搬調査等を行い、平成22年度にデジタル無線基本設計を策定いたしました。

県全体の整備費は約73億円。内訳は共通波24億円、活動波49億円。そのうち、伊勢市消防本部分は約3億円で、共通波1億円、活動波2億円との試算となりました。共通波は県域で整備し、活動波は順次整備すること。共通波は県域をネットワーク化することとなりました。

7ページをお開きください。共通波のネットワーク化のイメージでございます。県内消防本部の共通波無線を結びつけることで、三重県、そして他市、他県の応援部隊との連絡交信を充実しようとするものでございます。

3ページにお戻りください。

平成23年度は、共通波の基本設計を策定しております。現在のところ、共通波の整備費は、伊勢市消防本部分が約1億1千万円となっております。また、市町担当者を含みますデジタル化整備あり方検討会におきまして、財源、起債等について検討しました結果、共通波整備及び維持管理については、一部事務組合を活用する。整備費を一部事務組合が一括起債する。市町は一般財源分と交付税措置分を負担金として支払うこととなりました。なお、起債につきましては、防災対策事業債を予定しております。

24年度に一部事務組合を設立し、共通波の整備工事を始めます。

活動波の整備工事は 26、27 年度を予定しております。

次に共通波のデジタル化整備でございます。共通波は、有利な財源の活用、県防災行政無線の施設利用等によりまして整備費を軽減し、また県内をネットワーク化することで広域災害に備えるため、県域で共同整備することとなりました。

4 ページをお開きください。共通波の県域整備の流れでございます。

先に御説明しましたとおり、共通波は県域で共同整備するため、一部事務組合を活用し、一部事務組合に共通波のデジタル化整備及び維持管理に関する事務を含め、一部事務組合が整備費を一括起債いたします。

また、市町振興基金に関しても市長会、町村会等で検討され、活用できる方向となりました。

現在、消防事務につきましては、玉城町、度会町との広域消防で行っております。消防団、消防水利、水防法に関する事務を除いた消防事務を伊勢市が受託しております。共通波のデジタル化整備及び維持管理につきましては、一部事務組合を活用しますことから、この広域消防事務から外れる形となり、事務委託の規約の改正につきまして現在、三重県と協議、調整をしているところでございます。

5 ページをご覧ください。活動波のデジタル化整備でございます。

活動波につきましても共通波と同様に、県域で共同整備することが可能かどうかにつきまして、これまで三重県、県下消防本部と協議を重ねてまいりましたが、活動波の県域共同整備は困難と判断され、市町で単独整備することとなりました。

その理由につきましては、県内の県下の情勢におきまして、消防の広域化、庁舎移転等で活動波と繋がります通信指令システムの場所を確定できない状況にあること、各消防本部の規模、無線の仕様につきまして、考えが異なっていること、県域で整備した場合、通信指令システムと無線のメーカーが異なり、その接続に技術的な課題が多いこと、そして必ずしも経費の軽減に繋がらないこと、これらから、活動波の整備につきましては、各消防本部が必要とします機能を持った消防無線と通信指令システムを一体で構築することが最も妥当であるとの結論に至りました。

次に共通波整備に係ります一部事務組合の動きについて御説明いたします。

これまで、三重県、県下消防本部で消防救急無線のデジタル化整備について検討、研究を重ねる中で、共通波の整備及び維持管理について、三重県自治会館組合の活用を、我々の三重県消防長会のほうから要望させていただいておりました。

このようななか、自治会館組合と市町職員退職手当組合の再編が予定されております。自治会館組合を存続団体として、仮称ではございますが三重県市町総合事務組合に名称、規約変更する。市町職員退職手当組合は解散して、その事務は市町総合事務組合が引き継ぐ。市町総合事務組合に共通波の整備及び維持管理の事務を含めるという流となっております。

6 ページをお開きください。

そのスケジュールにつきましては、24 年 3 月議会におきまして、一部事務組合の規約改正、そして解散等の議案を提出させていただく予定でございます。なお、新一部事務組合は 6 月頃の発足の予定でございます。

最後に9ページをお開きください。当市のスケジュールでございます。26年度、27年度に活動波のデジタル化整備と通信指令システムの整備を合わせて実施したいと計画しておるところでございます。

以上、簡単ではございますが消防救急無線のデジタル化整備の説明とさせていただきます。よろしく御協議賜りますようお願い申し上げます。

◎杉村定男委員長

ただいまの説明に対しまして、御発言はありますか。
佐之井委員。

○佐之井久紀委員

ちょっと確認をさせてください。

1点目は、共通波については、一部事務組合をつくって対応していく。そうしますと、今現在、伊勢市が広域行政の中の1つの手段である事務委託で受けていますね。玉城と度会から。

その中の今度やるやつが抜けていくと、こういうことでよろしいですか。

◎杉村定男委員長

消防次長。

●大西邦生消防次長

現在、玉城町、度会町と消防の事務の委託に関する事で規約等を結んでおります。

その第1条において、消防団に関する事務、消防水利の設置及び管理に関する事務、水防法に関する事務を除く消防事務を受けていると。

つまり現在、消防救急無線につきましては、伊勢市が受けておるところでございます。

そして共通波に関しましては、先に御説明申しましたとおり、各市町が一部事務組合という形でその共通波の整備及び維持管理の事務を一部事務組合ですということになりますので、委員仰られましたように広域の枠組みから外れて、市町の事務ということになります。以上でございます。

◎杉村定男委員長

佐之井委員。

○佐之井久紀委員

私の言ったので合ってますね。

◎杉村定男委員長

消防次長。

●大西邦生消防次長

そのとおりでございます。

◎杉村定男委員長

佐之井委員。

○佐之井久紀委員

今、人件費なども一緒に負担金でもらっていますから、そうするとそういうものも若干動いてくると、こういうことも考えられるわけですか。

今ですね、事務委託を受けているのは当然、人件費が入っていると思うのですね。そういうのは動いてこないのでしょうか。

◎杉村定男委員長

消防次長。

●大西邦生消防次長

消防無線の経費に関しましては抜けますので、各市町が持つことになりますが、人件費に関しましては、従前どおり変わらないということでございます。

◎杉村定男委員長

佐之井委員。

○佐之井久紀委員

それはよく分かりました。

もう1つ教えてください。共通波については一部事務組合をつくる。手法として自治会館を活用するので、そうすると三重県市町職員退職手当組合がなしになって、自治会館の中に三重県市町総合事務組合というのをつくっていくということで、御提案をされているのですが、これを各市町村レベルで今、動いている、というのは伊勢市も同じレベルで、同じたたき台の中でずっと進んできているという解釈でよろしいのですか。

これ、三重県が全部参加するわけでしょ。そこらへん、もう1回教えてください。

◎杉村定男委員長

消防次長。

●大西邦生消防次長

これも県下と歩調を合わせて、29市町と協議を含めて進めておりますので、伊勢市も県下と同じような足並みを取っているということで御理解いただきたいと思います。以上でございます。

◎杉村定男委員長
佐之井委員。

○佐之井久紀委員

今ちょっと聞き忘れたのかどうか知らないけど、そうするとこれは規約を決めないといけないですね。規約。これはそうすると3月の議会に出されるのですか。ちょっと確認したいと思います。

◎杉村定男委員長
消防次長。

●大西邦生消防次長

これも県下と歩調を合わせておりますので、県下同時に3月議会のほうに提出、提案させていただく予定でございます。以上でございます。

◎杉村定男委員長
他にございませんか。長田委員。

○長田朗委員

ちょっと1点確認したいのですけれども、消防の広域化の話がございましたね。平成19年でしたか。あの時に県域をいくつかの案が出されて、1つに統一する話もあったり、いくつか7案くらいあって、徐々に進めていくということだったのですけれども、あの話はもうなくなったのですか。

◎杉村定男委員長
消防次長。

●大西邦生消防次長

消防組織法が改正されまして、三重県として推進計画というのがつくられました。その計画と申しますのは、まずは現在15消防本部がございますので、それをまず8ブロック化する。それを24年度を目途とするという計画でございまして、8ブロック化した後、また4ブロック、そして最終的に1ブロックというのが三重県の推進計画の計画でございました。

その中で伊勢志摩、この8ブロックの24年度目途の段階で、伊勢志摩ブロック、伊勢市、鳥羽市、志摩市、そして南伊勢町と、このブロックで21年、そして22年と専門委員会等をつくりまして協議を進めてまいりまして、そのことにつきましては、総務政策委員協議会のほうで御報告申し上げまして、伊勢志摩ブロックの消防の広域化につきましては、1つの区切りをするということで、御報告させていただいておりでございます。以上でございます。

◎杉村定男委員長

長田委員。

○長田朗委員

そうしますと、これ今、進めようという流れの中で、特に活動波の部分、これはそれぞれの市町で行うということになってくるわけで、そうすると規格が違いますよね。それがどんどんまた統一されてくると、結局AとBが一緒になった時に活動波の部分で違った場合は、また設備投資しなければいけないとかいうのがあるので、そのへんとの関連も非常に大きいのではないかなと思うのですけれども、そのへんはいかがですか。

◎杉村定男委員長

消防次長。

●大西邦生消防次長

先に御説明させていただきましたように、活動波につきましては、通信指令システム、119番を受けるシステムと繋がっておりまして、そこから出場指令とか、そして車の動き等を管理していると。そこで通信指令システムの信号を活動波に乗せる時に、委員仰られましたようにメーカーとして、ただ繋ぐだけで飛ばすことは難しい場合があります。

それは例えば、A社とB社、A社とC社というのですか、そのへんの技術的な問題は個々の対応になりますので難しいのですけれども、それともう1つは無線の仕様を考える中で、ただ無線を飛ばすだけ、そして画像とか映像を飛ばすというふうになれば、余計にそういった技術面が厳しくなってくるというふうに聞いておりまして、我々としては、通信指令システムの更新と活動波の整備、そのへんのなかでなるべくメーカーの問題を解決するような方向で今後検討していきたいというふうに考えております。以上でございます。

◎杉村定男委員長

長田委員。

○長田朗委員

ただ本当に今回、伊勢と玉城と度会で、そういう活動波については整備していくということで、個々の単位でやっていくと。それが広域で先ほど言われたように、伊勢志摩という観点でやっていくとなる場合、鳥羽、志摩で今回、また別途採用するものと、今回伊勢市がやるものと違って、結局また無駄が出るようなことになるといかんというふうに私、思いまして、そのへんの2つの流についてうまく協調性を持ちながら、整合性を持ちながらやっていけるのかどうかという点を聞かせてもらったのですが、そのへんは心配ないのですね。

◎杉村定男委員長

消防次長。

●大西邦生消防次長

広域化につきましては先ほど、お話ししましたように1つの区切りということで、我々としては今後、それは例えば、県下1本というような話は別ですけれども、ブロック単位で話、議論というのは結論を出しておりますので、それは心配ないと考えております。

ただ、今申しましたように共通波に関しては当然、県域で整備するところでございますので、それはあくまで本部との連絡、そして部隊等の交信等で指令システムとの繋がりとというのは非常に薄いものでございますので、そのメーカー等の課題は必要ないというふうに考えております。以上でございます。

◎杉村定男委員長

他にございませんか。

御発言もないようですので、本件につきましてはこの程度で終わりたいと思います。

次に「消防本部庁舎建替及び倉田山公園整備事業のその後の経過について」を議題といたします。

本件につきましては、産業建設委員会関係分も含まれておりますが、当委員会で御協議願いますのは、消防本部庁舎建設に関してであります。当局から説明をお願いいたします。消防次長。

●大西邦生消防次長

それでは御説明いたします。

消防本部庁舎建替及び倉田山公園整備事業につきましては、去る11月25日に開催いただきました総務政策委員協議会、産業建設委員協議会におきまして、建設候補地等につきまして御報告させていただきました。

そうしましたところ、建設候補地の検討、公園区域からの除外、伊勢病院との関連、併設等につきまして多くの御意見をいただきました。

これらのことを踏まえまして、あり方検討会議、都市計画審議会の開催、病院等との調整を行いましたので、改めて御報告させていただくものでございます。

資料2、1ページをご覧ください。現庁舎の概要でございます。1階は消防署本署、2階が消防本部で、現在40年が経過しております。敷地面積、延べ面積等は記載のとおりでございます。

次は、建替えの必要性でございます。

1つは老朽化でございます。雨漏り等の老朽化が進み、本年、鈴鹿市消防本部庁舎の建替えが完成いたしましたので、県下で最も古い消防本部庁舎となりました。

7ページをご覧ください。県下15消防本部庁舎の概要でございます。他市消防本部と比較して、管内人口、職員数からみて、敷地面積、延べ面積ともに小さいことが分かっていただけだと思います。新聞記事ではございますが、鳥羽市消防本部も老朽化、津波

対策、そして消防救急無線のデジタル化等から消防本部庁舎建替えを計画しており、平成 27 年度の完成を目指されております。

1 ページにお戻りください。次は業務スペースの不足でございます。

建設当時に比べまして、救急救命士の誕生、救助隊、指揮隊などの発足、消防業務は拡大、専門化、高度化しております。

この変遷する消防業務に対応するため、通信指令システムの設置、救急消毒室の設置、仮眠室の個室化、女性職員の職場環境整備等によりまして、業務スペースが不足しております。また、女性に配慮した環境にはなっておりません。

車両においても、特殊車両の導入、大型化、そしてドア付車両となったことから、車庫スペースも不足しているところでございます。

2 ページをお開きください。先に申しました消防救急無線のデジタル化でございます。通信指令システムの更新に併せてデジタル化することが効率よく整備ができると考えております。

次は、通信指令システムの更新でございます。平成 12 年に導入しました通信指令システムは、24 時間 365 日の連続稼働であり、耐用年数から平成 27 年頃に更新しなければなりません。しかし、現庁舎には新しいシステムを更新する場所がございません。

次は大規模災害への備えでございます。現の庁舎は大規模災害に対応できる施設、設備ではなく、今後、発生が予測、危惧されております大規模地震等の広域災害において、市の防災拠点となる本部庁舎が求められているところでございます。

3 点目でございます。これらのことを踏まえまして、建設スケジュールを検討いたしました。

消防業務遂行からも現在の庁舎は限界となっており、老朽化、業務スペースの不足等を解消し、東日本大震災を踏まえて、早々に大規模災害に備えることが必要と考えております。

防災施設、消防庁舎、消防救急無線のデジタル化、通信指令システムの更新と、これらを合わせて実施することが最も効率がよく、又合併特例債、社会資本整備総合交付金の活用ことから、平成 27 年度の完成を目指しているところでございます。

次に 4 点目でございます。これらのことを踏まえまして、消防本部庁舎の建設につきましても、3 ページの①から⑥の条件に合う場所が望ましく、公有地、民有地から候補地を探し、最終的に現庁舎、いせトピア、そして倉田山公園サブグラウンドの 3 案に絞って検討を加えました。

3 案以外の検討候補地は、倉田山公園周辺の国道 23 号沿いの山林等、小中学校統廃合によります校舎、そしてサンアリーナ等を検討いたしております。

次に、消防本部庁舎の基本的な考え方でございます。

建設の候補地は、8 ページのとおり消防署所の配置状況から、そして 10 ページのとおり周辺環境から、12 ページのとおり津波浸水予測から、13 ページのとおり液状化危険度から、14 ページのとおり活断層状況から、12 ページのとおり宮川浸水予測から、16 ページのとおり五十鈴川浸水予測から、並びに消防防災活動の拠点としての位置、平成 27 年度完成スケジュール、それから財源等の活用、等々から判断いたしました結果、建設

候補地は倉田山公園サブグラウンドしかないとの結論に至りました。何とぞよろしく御理解をいただきますよう、お願い申し上げます。

施設の規模は消防本部、防災施設を合わせて約 6,000 平方メートル程度になると想定しております。「建設地の制約を解消するため、消防本部の会議研修室等は公園施設に含め、消防本部庁舎と公園施設との複合建築物とすること」、「防災公園として一体的に整備することで、社会資本総合整備交付金の活用を開くこと」、「災害対策本部の第 2 指令塔としての機能を備えること」、「災害体験などの防災学習、救急講習等の機能を備えること」などを基本としております。

4 ページをお開きください。倉田山公園を建設候補地とすることには、制約がございます。

消防本部敷地を都市公園区域から除外し、同時に同規模以上の用地を同公園区域へ追加する必要があること、敷地面積の関係から中高層建築とする必要があること、建設候補地は財務省所有で、場合によっては用地買収が必要となる可能性があることであります。これらにつきましては、財務省と協議を進めているところでございます。

次に、消防本部庁舎建設候補地を都市公園区域から除外することについて、12 月 2 日、伊勢市都市計画審議会におきまして、幅広く御議論いただいたところでございます。

審議会の意見は、都市計画の変更の手続きを進めて良いという御意見をいただきました。整備を進めるにあたって、自然環境の保全への配慮、そして進ちょく状況の審議会への報告等の要請を受けているところでございます。

5 ページをご覧ください。前回の協議会でも御指摘を受けました、病院との関連でございます。

現在、消防と医療機関は、この 8 つの項目で連携、関連をしております。

1 つは、消防が搬送する救急患者の病院の受け入れ、そして入院しております医療機関から他の高度、専門医療機関への転院搬送、救急救命士教育、救急救命士の気管挿管、薬剤投与資格の取得のための医療機関での症例実習、救急隊員教育、そして救助等に時間を要する場合の現場への医師派遣、消防におけます研修医の実務研修の受け入れ、救急救命士が高度救命処置を行う際の、救急救命士法に基づく医師への指示要請、救急救命士等が行った救急救命処置に対する医師の医学的事後検証など、医療機関様の御理解と御協力を得て連携させていただいております。

全国的には、医療機関に救急隊を配置しまして、平常時は医療機関で研修、実習を行い、事案発生時には医療機関から救急隊が出場する、いわゆる救急ワークステーション方式を採用しているところでございます。

これらを踏まえまして、病院建替えとのことにつきまして、担当部局等と協議、調整いたしましたところ、現段階におきまして病院の建設候補地、スケジュール等が定まっていないこと、消防本部庁舎の現状、関連事業、財源等のことから消防本部庁舎建替えの完成を平成 27 度としていることから総合的に判断いたしまして、病院と消防本部庁舎の建設を切り離して進めさせていただきたいと、かように思います。どうぞ御理解をお願い申し上げます。

18 ページをお開きください。国土交通省が描いております、防災公園のイメージで

ございます。

20ページをご覧ください。施設建築物の配置イメージでございます。

消防本部庁舎建設候補地の敷地面積は2,700平方メートル程度で、現在とほぼ同規模でございますが、公園施設との一体的活用により消防活動は十分行えるものと考えております。

車庫棟は1,000平方メートル程度、本部庁舎は600平方メートル程度、そして防災施設は公園敷地に500平方メートル程度の建築面積として、消防防災の一体の建築物として検討を進めているところでございます。

以上、簡単ではございますが消防本部庁舎建替及び倉田山公園整備事業のその後の経過とさせていただきます。

消防救急無線のデジタル化、通信指令システムの更新時期は迫っております。また消防防災力を高め、大規模災害に備えなければならない時期でもあります。

これらの状況を御理解いただきまして、何とぞ消防本部庁舎の建替え、防災公園整備につきまして、当計画を進めさせていただきたく、御理解をお願い申し上げます。

よろしく御協議賜りますようお願い申し上げます。

◎杉村定男委員長

ただいまの説明に対しまして、御発言はございますか。福井委員。

○福井輝夫委員

ただいま、細かく説明いただきました中で、1つ気になる部分についてちょっとお伺いします。

この9月の一般質問にも私、させていただいたのですがけれども、消防本部と病院、それから備蓄倉庫とかヘリポートとか、そういう部分についてを総合的に整備する考えはないかと、防災拠点として整備する考えはないかということで質問させていただきました。

その中で、市立伊勢総合病院や消防本部の建替えを行う際には総合的に考えたいという御回答をいただいております。

その中で、この5ページの中で、病院の建設候補地、スケジュール等が定まっていないこと、それから消防本部の現状やら財源とか、デジタル無線との期限的なものがあるということも迫っておるということで、病院と消防本部庁舎の建設を切り離して計画を進めたいということがございましたが、このへんですね、やはり災害が起こったりしますと、単に病院、それから消防庁舎ということでそれぞれ独立しておりますと、やはり災害が起こった時の対応とか、そういう部分でも非常に問題が起こるのではないかと。

そのへんでもう少し具体的に、何かどんな問題が出たのか、どういう問題が出たらどうしようかと、何かそういうような協議がありましたらちょっと教えていただきたいと思っております。

◎杉村定男委員長

消防長。

●保田幸宏消防長

9月の定例会で、福井議員のほうから市長のほうに御質問がございました。

その中で建設する際には、市長の答弁では総合的に考えたいと、このようにお答えをさせていただきました。

11月の25日に、中村議員のほうから、病院との併設、これはどのようになっているのだというような御指摘もいただきました。

その後、病院の建設の所管部署であります健康福祉部、それに病院と協議をいたしました。

また市長出席のもとに、経営戦略会議の中でも御協議をいただきました。

そういった中で、先ほども次長からお答えをさせていただきましたですけれども、総合的に判断いたしました結果、病院と消防本部庁舎を切り離して計画を進めたいと、このような結論に至ったものでございます。以上でございます。

◎杉村定男委員長

福井委員。

○福井輝夫委員

そういうことでの計画について、いろんなところと協議されたということでございますが、例えば私の質問の中に、防災センターの部分についてそういう部分も一緒に考えたらどうかという質問がございしますが、この消防庁舎の中に、防災センター的な機能も考えておるのか、この平面図が、中の内容が具体的にまだ示されておりませんので、どういうものが具体的にくるかというのがよくまだ分かりませんが、20ページですね。

車庫棟、本部庁舎、公園共用施設（体験学習施設）ということになっております。この体験学習施設というのが防災センターの何かの機能、例えば防災に対する一般市民がここで体験できるというようなことだとは思いますが、そのへんについて、どこまで防災センターと踏み込んでこの施設を考えるのか、それとも防災センターとしてはまた別にどこか考えるのか、それについては何か出ておりますか。

◎杉村定男委員長

総務部参事。

●中村龍平総務部参事

ただいまの御質問にお答えいたします。

資料の20ページの公園共用施設（体験学習施設）500平方メートルというところが、防災施設としてここに入れたいと考えております。

その内容としましては、備蓄倉庫とか先ほど委員仰られました体験室、救急、地震、それと煙、消火の体験、またここでの研修、そういうものを行いたいと思います。

さらに3階、4階とございますけれども、こちらのほうではボランティアの事務局を置くとか、それとか災害対策本部を4階に置くとか、またプレス室を設けるとか、そういうものを、ここには書いてございませんけれども、構想としては今後、そのような機能を配置してまいりたいと考えております。以上です。

◎杉村定男委員長

福井委員。

○福井輝夫委員

分かりました。

内容について今は初めてお聞きしましたけれども、そういう市民もいろんな防災について学べる部分について、ここにさせていただけるということですので、是非お願いしたいということと、災害が起こった時には各総合支所とか、それから市役所本庁とか、いろんな機関との綿密な連絡の取り合いとか、そういうのが必要になってくると思います。

私が視察に行ったところでは、テレビ電話とか、画面がそれぞれのところにありまして、どことどこは顔を見ながら話せるとか、顔を見ながらということは例えば、図面をそこへ表示しながら、ここはこうだというような細かい打合せもできると思います。

そういう部分まで踏み込んで今後、計画されるのか、もし今お考えがあればちょっとお聞きします。

◎杉村定男委員長

総務部参事。

●中村龍平総務部参事

今のところ、詳細なところまでは踏み込んで考えておりませんが、財政的に許す限り、最新のものを整備してまいりたいと思っております。

◎杉村定男委員長

福井委員。

○福井輝夫委員

ありがとうございます。

そういう意味で、本当は広い敷地の、余裕のある所でこういう消防庁舎等は造っていただきたかったなど。そうしますと、後からこういう部分も付加として付けれるなどというようなこともできると思います。

例えばこの説明の中に、ヘリポートという言葉も出ていましたけれども、今回そういう、例えばヘリポートが必要とした時に、この近く、どこかそういう部分の使い勝手ができる所があるのか、そういう部分も出てきますので、今回の場合でヘリポート云々については可能性としてはどうなのですかね。その敷地にできるのですか。

◎杉村定男委員長
消防長。

●保田幸宏消防長

現時点、この管内におきまして、災害時のヘリコプターの離発着場ですけれども、市内に11箇所ございます。

それで今、防災ヘリコプターですけれども、総重量が5.4トンございますので、庁舎の上にヘリポートを設けるのであれば、それ相応の建築構造というものが必要になってきょうかなと、このように考えます。以上でございます。

◎杉村定男委員長
福井委員。

○福井輝夫委員

ということは、まだ建物の設計図はできておりませんが、この庁舎の上にヘリポートということも、場合によっては考えるということですか。

◎杉村定男委員長
消防長。

●保田幸宏消防長

それは周囲の状況、グラウンドもございますので、そこに離発着場を設けるのか、あるいは今申したように屋上にヘリポートを設置するのか、今後検討していきたいと、このように考えております。

○福井輝夫委員

分かりました。

最後に、防災に強い建物ということで、免震機能を持たせるものであらうと私は想像しているのですけれども、それについてはいかがですか。

◎杉村定男委員長
消防長。

●保田幸宏消防長

今、委員御指摘のように耐震性を保持しなければならぬと、このように考えております。

それには耐震構造、あるいは免震構造、制震構造といろいろあらうかと思っておりますけれども、今後それもどれが一番適切であるか、検討していきたいと。以上でございます。

◎杉村定男委員長

他にございませんか。長田委員。

○長田朗委員

2点、聞かせてください。

1つは、今回の消防庁舎の建設予定地は公園区域から除外して、新たに代替地を求めるという話で、20ページに書いてある記述なのですが、消防本部の庁舎の建設の部分はいいのですが、公園共用施設を建てる場合、それは複合施設として国交省と協議をするという話なのですが、結構都市公園法とかそういうのは難しい要素があって、今回も宇治の駐車場に関しまして、グリーントピアの部分が3月の定例会で計画発表されたのですが、その後、夏ごろ都市公園法の関係でできなくなったということがあるかと思うのです。

そういうふうな、協議の末、そのへんが難しくなってくるということを今回経験したのですけれども、そういう恐れというのはないのですか。

◎杉村定男委員長

都市計画課長。

●谷口尚都市計画課長

公園整備の件ですので、都市整備部のほうからお答えさせていただきたいと思います。

まず学習機能のほうですね。それにつきましては、都市公園の法律に書かれている中の1つであるということで、資料といたしましては19ページ、これが公園施設の一覧をここへ挙げさせていただいているのですが、その中の教養施設、右から4番目です。教養施設。その中の体験学習施設、これが都市公園というような位置付けがなされておりまして、都市公園法上は抵触しないものである、公園施設そのものであるというような理解でありまして、国土交通省とも調整済みであります。

◎杉村定男委員長

長田委員。

○長田朗委員

分かりました。調整済みということで。

2点目ですけれども、この公園共用施設に駐車場ができて、その横に20ページですけれども左側のほうに緑地というのがあるかと思うのです。

隣接する場所に松尾観音さんがございますね、歴史のある部分で。あのへんもお参りに来る方もたくさんみえて、のどかな地域なので、そこでの協議といいますか、それは了解を得ているのかどうか、その点をお聞かせください。

◎杉村定男委員長

消防次長。

●大西邦生消防次長

建設候補地の第1回、すみません、この前の協議会の御報告をさせていただいてから、松尾観音さんの住職様、そして関係者の方とお話をさせていただきました。

御住職、非常に防災ということに関して御理解をいただきまして、御住職のお口からはこの計画につきまして、賛成、御協力をさせていただきますということでお答えをいただきまして、我々としてもそのへん、御指摘いただきました境界等の部分に関しまして、また御協議させていただきますということで、お話もさせていただきましたので、松尾観音さんのほうとして御協力いただけるという回答を得ているということで、御理解いただきたいと思います。

◎杉村定男委員長

よろしいですか。他にございませんか。

発言もないようでありますので、本件につきましてはこの程度で終わります。

以上で御協議いただきます案件は全て終わりましたので、これをもちまして総務政策委員協議会を閉会したいと思います。どうも御苦労さまでございました。

閉会 午前11時07分